

栃木市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和2年8月14日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年6月5日から令和2年6月29日まで
- 3 監査の対象 生活環境部  
市民生活課 交通防犯課 保険医療課 環境課  
斎場整備室 人権・男女共同参画課  
大平市民生活課 藤岡市民生活課 都賀市民生活課  
西方市民生活課 岩舟市民生活課
- 4 監査の着眼点
  - (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
  - (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
  - (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
  - (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
  - (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
  - (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

## 5 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手續により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 総括

1 から 5 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

### (2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

### (3) 指導事項

#### ア 予算の執行について

ふれあいバス運行事業について、総運行経費から運賃収入等を差し引いた額を補助金として各委託事業者に交付している。この補助金の令和 2 年度予算現額は、令和元年度予算現額に比べ 2,927 万 4,000 円増額しており、その主な要因は、令和 2 年 3 月 21 日からの路線の見直しによるものである。

見直しの内容は、新たに路線を増やすものではなく、利便性向上のため既存の路線を分けて設定したものであるが、その結果、予算現額は増加しており、ふれあいバス運行事業全体の収支が悪化していることを表している。

また、各路線に対する補助金を各路線の昨年度における年間乗客数で割った、乗客 1 人当たりの補助金（令和 2 年度予算現額ベース）は、最も低い路線で 619 円、最も高い路線で 3,098 円であり、その差は 5 倍にもなっている。

ふれあいバスは市民にとって必要不可欠な交通手段であって、採算性を追求するものではないことに異論はない。しかしながら、事業としての収支の向上やより合理的な運行を図ることについても十分な考慮がされるべきであって、既存の路線を分けて設定することにより収支が悪化していること、及び乗客 1 人 1 人に対する市の負担額の差が 5 倍にもなっていることについて、今後改善を検討する必要があると認められる。

(交通防犯課)

災害廃棄物（高圧ボンベ）処理業務委託について、仕様書では「収集運搬及び処分」を業務内容としているところ、運搬を終えた時点で業務完了とみなし検査し、委託料を支出しているものが見受けられた。最終処分の報告は、その後受け取っている。

しかしながら、「収集運搬及び処分」を業務内容としている以上は、処分まで適正に履行されたことを確認し、検査の上委託料を支払うべきであり、適切な事務処理とは認められない。

（環境課）

以上の2項目について、措置状況の報告を求めるので、改善のための措置（再発防止策を含む）を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

#### (4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。